



相談窓口のご案内



犯罪被害者等からのご相談・お問い合わせに対して、様々な相談機関があります。
犯罪被害により生じた生活上のお困りごとに対しては、関係機関に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う窓口を設置しています。

愛媛県 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

| 担当課 | 電話番号 | 受付時間 |
|-------|--------------|----------------------------|
| 県民生活課 | 089-912-2336 | 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く) |

市町 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

| 市町 | 担当課 | 電話番号 | 市町 | 担当課 | 電話番号 |
|-------|--------------------|--------------|-------|-------|--------------|
| 松山市 | 市民生活課 | 089-948-6447 | 東温市 | 社会福祉課 | 089-964-4406 |
| 今治市 | 防災危機管理課 | 0898-36-1558 | 上島町 | 総務課 | 0897-77-2500 |
| 宇和島市 | 総務課 | 0895-49-7005 | 久万高原町 | 総務課 | 0892-21-1111 |
| 八幡浜市 | 総務課 | 0894-22-5988 | 松前町 | 危機管理課 | 089-989-5103 |
| 新居浜市 | 危機管理課 | 0897-65-1282 | 砥部町 | 地域振興課 | 089-962-7250 |
| 西条市 | 人権擁護課 | 0897-52-1360 | 内子町 | 総務課 | 0893-44-6150 |
| 大洲市 | 危機管理課 | 0893-24-1742 | 伊方町 | 総務課 | 0894-38-2655 |
| 伊予市 | 福祉課 | 089-982-7330 | 松野町 | 町民課 | 0895-42-1113 |
| 四国中央市 | 地域振興課 市民くらしの相談室 | 0896-28-6143 | 鬼北町 | 総務財政課 | 0895-45-1111 |
| 西予市 | 人権啓発課 | 0894-62-6492 | 愛南町 | 総務課 | 0895-72-1211 |

愛媛県警察の相談窓口

| 名称 | 電話番号 | 受付時間 |
|-----------|------------------------|--------|
| 警察相談専用電話 | #9110 または 089-931-9110 | 24時間対応 |
| 性犯罪被害相談電話 | #8103 または 0120-282-114 | 24時間対応 |

支援に関する相談窓口

| 名称 | 電話番号 | 受付時間 |
|--------------------------------|------------------------|----------------------------|
| 公益社団法人被害者支援センターえひめ | 089-905-0150 | 火～土 10:00～16:00(祝日・年末年始除く) |
| えひめ性暴力被害者支援センター ひめここ(性暴力相談) | #8891 または 0120-8891-77 | 24時間対応 |

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギュっとちゃん



よりそうために知ることから 犯罪被害者等支援



愛媛県では、犯罪被害に遭われた方の被害の回復や軽減、生活再建はもとより、
みんなで支え合いながら誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向け、
「愛媛県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

このリーフレットには、条例の基本理念や支援制度、
さらに二次被害防止への呼びかけなどをまとめています。

“よりそうために知ること”が大切です。
被害に遭われた方やそのご家族、そして、県民の皆さまが
それぞれの立場で理解を深めませんか。

県民・事業者の皆さまにお願いしたいこと

犯罪被害に遭うと…

犯罪被害に遭うと、
けがを負ったり、大事な方を失ったり、財産を奪われたり、
精神的ショックによる心身への影響だけではなく、
**周りの人による不用意な発言等で、
さらに傷つくこともあります**が、
社会の中で十分な理解が進んでいるとは言えません。



犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、



二次被害（精神的な苦痛、身体の不調等）に悩まされることがあります。

二次被害を 生まないために 具体例

- ◆ 無責任なうわさ、個人のプライバシー情報などを拡散して知らない間に被害者を深く傷つけているかもしれません。
- ◆ 配慮に欠ける職場環境、偏見による解雇で仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況になる場合があります。
- ◆ 「頑張って」など励ますつもり言葉も犯罪被害者等を傷つけてしまう場合があります。



犯罪被害者等には周囲の人の支えが必要ですので、
県民・事業者の皆さまには

犯罪被害者等に

よりそう行動をお願いいたします。

周囲の
理解

配慮

普段
どおり



県の主な取組

情報提供

各種相談、手引きの配付 等



精神的負担軽減施策

- 精神科医等による診療
- 臨床心理士等によるカウンセリング 等



経済的支援施策

- 生活困窮者自立支援制度
- 県営住宅の優先入居
- 各種公費負担制度
- 犯罪被害者等支援金制度 等

愛媛県犯罪被害者等支援条例（2023年4月1日施行）の概要

目的

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減並びに生活の再建を図り、
誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とします。

基本理念

- ◆ 全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- ◆ 犯罪被害者等が受けた被害、再被害又は二次被害の状況及び原因、置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に支援が行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることがないように十分配慮されること。
- ◆ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、被害者等の立場に立ったきめ細かな支援が途切れることなく受けられること。
- ◆ 国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者が相互に連携を図りながら協力すること。

県民、事業者の責務

- ◆ 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、再被害及び二次被害がないよう十分配慮に努めること。
- ◆ 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、就労に関し必要な支援を行うよう努めること。
- ◆ 事業者は、犯罪等による被害及び二次被害を理由とした不利益な取扱いをすることがないように十分配慮に努めること。
- ◆ 事業者は、事業活動を行うに当たっては再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮に努めること。
- ◆ 犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めること。

基本的施策

- ◆ 相談、情報の提供等
- ◆ 損害賠償の請求についての支援
- ◆ 経済的負担の軽減
- ◆ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- ◆ 安全の確保
- ◆ 居住の安定
- ◆ 雇用の安定
- ◆ 日常生活の支援
- ◆ 県民の理解の増進
- ◆ 学校における教育
- ◆ 人材の育成
- ◆ 民間支援団体に対する支援

会議

- ◆ 愛媛県犯罪被害者等支援推進会議

愛媛県犯罪被害者等支援条例 で検索

<https://www.pref.ehime.jp/h15100/documents/shienjourei.pdf>



条例
全文

愛媛県犯罪被害者等支援金制度について

県と市町が一体となり、犯罪被害に遭われて不慮の死を遂げた被害者遺族の方や、
重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、
経済的負担の軽減を図るための見舞金等を支給します。

- | | | | |
|-----------|------|------------|------|
| ● 遺族見舞金 | 60万円 | ● 転居費用助成金 | 20万円 |
| ● 重傷病見舞金 | 30万円 | ● 再提訴費用助成金 | 33万円 |
| ● 精神療養支援金 | 5万円 | ● 遺児支援金 | 3万円 |

金額は、定額または最大の額を記載しています。

各窓口は
裏へ

